

■ 土地区画整理審議会が開催されました

○ 第1回審議会（12月9日（月）午後3時～／市役所 地階大会議室）

11月24日執行の審議会委員選挙において当選した委員への当選証書付与式、大船渡市長が選任した学識経験委員2名への委嘱状交付式に引き続き、以下の議事について審議が行われました。

（1）議案：会長及び会長代理の選出、議席の決定

審議の結果、本審議会の会長には学識経験委員の^{こんのまさはる}今野正春委員が、会長代理には宅地所有者委員の^{かんのゆうぞう}菅野佑三委員が選出されました。

また、各委員の議席番号が決定されました。

（2）諮問：評価員の選任について

大船渡市長が土地評価などについて意見を聴くために選任する評価員3名について、同意をいただきました。

職名	氏名
盛岡地方法務局 大船渡出張所長	さとう だだのり 佐藤 忠憲
大船渡市総務部税務課長	しだ ひろき 志田 広記
中井不動産鑑定事務所	なかい たかし 中井 孝



【会議状況】

○ 第2回審議会（12月19日（木）午後2時～／カメラアホール 研修室）

以下の議事について審議を行い、(1)について、「減歩率は著しく過大になってはならない」旨の条文を加えるよう意見があり、原案に加えることにしました。また、(2)(3)について、原案のとおり異議がない旨の答申をいただきました。

（1）諮問：換地設計基準の策定について

換地設計基準は、施行者が換地設計を適正に行うための基準です。

換地設計作業は、この基準に基づき進めていきます。

（2）諮問：申出換地の取扱要領の策定について

申出換地の取扱要領は、本申出の要件や手続きなどを定めるものです。

本申出の手続きは、この要領に基づき実施していきます。

（3）諮問：小規模宅地の取扱要領の策定について

小規模宅地（※）の取扱要領は、小規模宅地の適正な換地を行うためのルールを定めるものです。

※165㎡未満の宅地及び減歩により165㎡未満になると計算される宅地。

■ 土地区画整理事業評価委員会が開催されました

○ 第1回評価委員会（12月13日（金）午後1時30分～/市役所 地階大会議室）

土地区画整理審議会の同意を受けて選任された評価員3名が出席し、事業に対する理解を深めていただきました。

- ① 大船渡駅周辺地区の事業概要について
- ② 土地区画整理事業の流れについて
- ③ 評価員の職務について
- ④ 土地区画整理事業の土地評価について



【会議状況】

なお、評価員による本地区の土地評価基準等についての審議は、平成26年1月を予定しています。

■ 申出換地等に係る本申出書等の提出・仮換地案の供覧について

（1）本申出書等の提出について

申出換地等に係る本申出をしていただく必要がある方については、平成26年1月に書類一式を送付します。

送付のあった方は、別途お知らせする期限までに、本申出書等を災害復興局土地利用課に提出いただきますようお願いいたします。

（2）仮換地案の供覧について

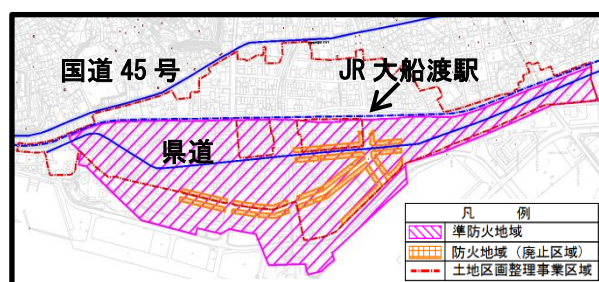
本申出の結果を踏まえた仮換地案の供覧については、平成26年2月中旬頃から行う予定です。

供覧は、仮換地案を個別にお知らせするほか、換地の位置・減歩率等について説明させていただきます。詳細については、別途ご案内します。

■ 大船渡都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

大船渡駅周辺地区の防火地域及び準防火地域について、平成25年11月29日付けで次のように変更しました。

種類	面積	備考
防火地域	—	2.0ha減
準防火地域	約31.2ha	2.0ha増 (商業地域、準工業地域)



これまでと同様に、準防火地域内では、原則4階以上又は延床面積1,500m²以上の建築物は耐火建築物とする必要があります。詳細は、土地利用課までお問い合わせ下さい。

ご意見、ご質問等がありましたら下記までお問い合わせください。

大船渡市災害復興局土地利用課

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

TEL0192-27-3111(代表) 内線352